平成２２年（フ）第１７６号
沖縄県那覇市字国場670番地２
債務者　安里　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６２号
茨城県神栖市波崎1590番地１
債務者　岡野　　栄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第８５号
長野県千曲市大字磯部970番地１　セブンハイツ203、前住所東京都世田谷区弦巻１丁目44番３号　レジオン弦巻305
債務者　田邊　和隆
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８８号
長野県上田市上田原587番地１　ホワイトレジデンス２Ｆ１号
債務者　林　　孝行
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８９号
長野県上田市上田原587番地１　ホワイトレジデンス２Ｆ１号
債務者　林　　晃
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２１２号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目12番９号
債務者　今井　和也
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６１号
兵庫県豊岡市田結1752番地、前住所兵庫県豊岡市竹野町田久日330番地の１
債務者　森下　翔太
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
奈良県生駒市中菜畑１丁目70番地１
債務者　長谷川　昭
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４８号
奈良県生駒市小平尾町53番地１　第５サンコウハイツ406
債務者　照山　里香
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１９９号
徳島市南昭和町５丁目99番地の１
債務者　澁谷　淳一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２００号
徳島市南昭和町５丁目99番地の１
債務者　澁谷みつ子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０２号
徳島市八万町大野75番地の１
債務者　金子　秀伯
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０４号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野108番地11
債務者　島津　　新
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１６号
徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端北42番地１ハイツララポート101号
債務者　小林　善明
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１７号
徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端北42番地１ハイツララポート101号
債務者　小林　理恵
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２３号
徳島県吉野川市山川町三島267番地
債務者　伊庭　秀作
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２５号
徳島市中常三島町１丁目８番地の12、旧住所徳島市助任橋３丁目26番地の６
債務者　青木　まり（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３４号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内251番地６
債務者　武知　茂美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部